

東庄町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	15,408	5,093,505	517,441	1,033,984	20.3	20.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

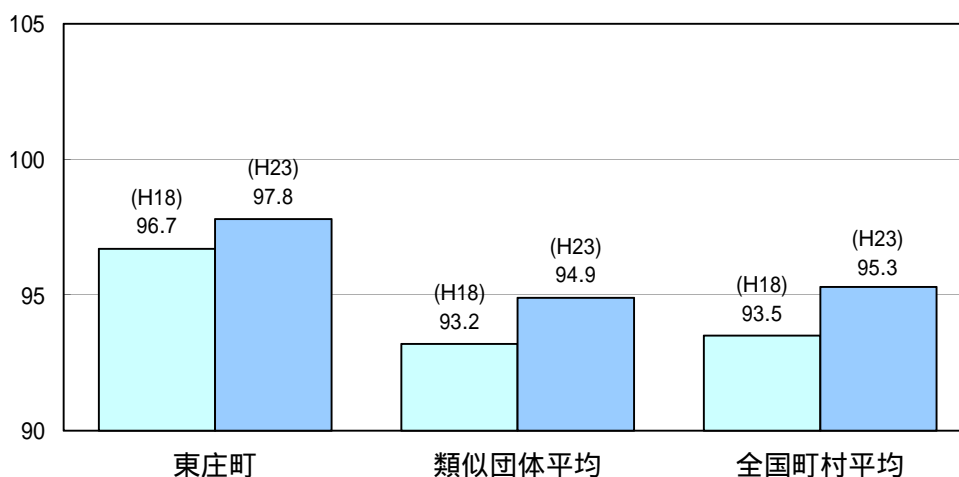
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 【平成22年度】
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	111	450,443	49,302	158,088	657,913	5,927	5,555

(注)1 職員手当には退職手当と児童手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

抑制措置	実施期間	内容
特別職の給料の減額	平成22年4月1日～平成22年12月31日	町長20%、副町長15%、教育長10%を減額した。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	364,900	400,100	412,900	432,400	467,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東庄町	45.3 歳	355,100 円	397,430 円	373,657 円
千葉県	43.7 歳	349,321 円	444,497 円	400,223 円
国	42.3 歳	327,205 円		397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,558 円	369,308 円	343,187 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B)	
東庄町	51.3 歳	18 人	277,800 円	295,744 円	287,389 円	-	-	-	-
うち用務員	53.3 歳	8 人	271,300 円	286,525 円	279,550 円	用務員	53.8	209,700円	1.37 倍
うち自動車運転手	52.8 歳	2 人	325,700 円	361,450 円	341,950 円	自家用乗用自 動車運転手	58.4	235,600円	1.53 倍
うち学校給食員	48.1 歳	4 人	256,300 円	273,500 円	269,300 円	調理士	42.6	282,000円	0.97 倍
千葉県	51.0 歳	690 人	332,287 円	389,037 円	368,776 円	-	-	-	-
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円		321,662 円	-	-	-	-
類似団体	49.4 歳	13 人	281,771 円	302,826 円	291,506 円	-	-	-	-

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている千葉県内民間の平均データを使用している。
(平成20年から平成22年の3か年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

教育職 (小・中学校(幼稚園))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	42.9 歳	334,800 円	339,975 円
千葉県	43.5 歳	373,888 円	434,573 円
類似団体	43.2 歳	315,644 円	330,084 円

看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東庄町	41.1 歳	294,200 円	326,077 円	300,087 円
千葉県	36.1 歳	313,686 円	394,129 円	- 円
国	45.5 歳	314,065 円		343,856 円
類似団体	40.8 歳	292,039 円	337,597 円	300,551 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		東庄町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒(上級)	178,800 円	178,800 円	種 181,200 円 種 172,200 円	
	高校卒(初級)	144,500 円	144,500 円	140,100 円	
技能労務職	高校卒	133,100 円	141,900 円	-	
	中学卒	125,400 円	129,200 円	-	
教育職	大学卒	192,800 円	199,700 円	-	
	短大卒	164,400 円	-	-	
医療職	保健師	大学卒	209,800 円	-	201,100 円
		短大3年卒	203,900 円	-	188,900 円
	看護師	短大3年卒	203,900 円	-	188,900 円
		短大2年卒	198,300 円	-	180,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,100 円	308,000 円	346,300 円
	高校卒	- 円	- 円	314,200 円
技能労務職	高校卒	- 円	218,800 円	249,167 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

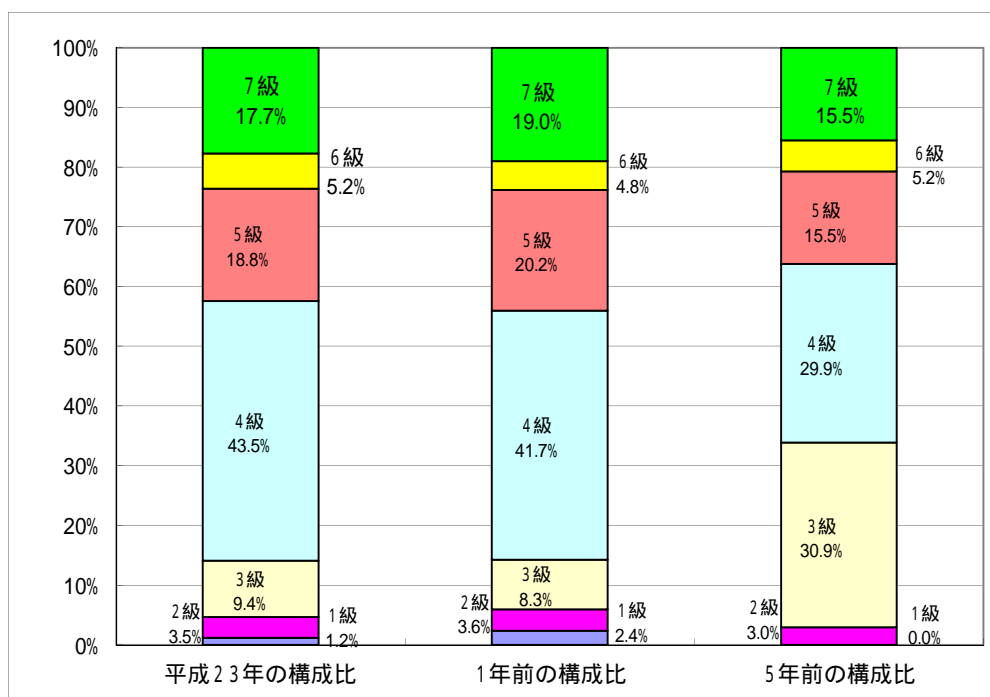
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	1 人	1.2 %
2 級	主任主事、主事	3 人	3.5 %
3 級	副主査、主任主事	8 人	9.4 %
4 級	係長、主査	37 人	43.5 %
5 級	係長、主査	16 人	18.8 %
6 級	課長補佐	5 人	5.9 %
7 級	課長、主幹	15 人	17.7 %

(注) 1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成22年3月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

平成23年3月1日に実施した勤務評定の結果を平成23年4月1日の昇給に反映させた。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東庄町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 13,961 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,661 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 勤務実績の評価の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、3月1日を評定日として全職員に対して勤務実績の評価を実施。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
勤勉手当への反映はせずに、成績率に差を設けず一律の支給を行った。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

東庄町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給 定年・勸奨 23,562 千円 自己都合 - 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
東庄町全域	- %	- 人	-	

(注)東庄町は地域手当を平成19年4月1日で廃止しました。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		28,325 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		1,089,419 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		15.4 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師、准看護師	正規の勤務時間による一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等に従事したとき	勤務1回につき2時間に満たないとき 2,100円 勤務1回につき2時間を超え4時間未満のとき 2,950円 勤務1回につき4時間を超えるとき 3,350円
特別調整手当	病院の医師	経験年数に応じ、高度な医療に従事したとき	月額200,000円の範囲内
医師研究手当	病院の医師	高度な医療に対応するため、病院診療を通して調査研究を行い、医療に従事したとき	月額100,000円の範囲内
健診・予防接種手当	病院の医師	病院外で行う健診・予防接種に従事したとき	月額10,000円
呼出手当	病院の医師	診療時間外に呼出を受けて外来患者の診療を行ったとき	午前8時30分から午後5時15分までの診療 患者1人 1,000円 午後5時15分から午前8時30分までの診療 患者1人 2,000円
宅直手当	病院の医師	診療時間外の緊急診療に対処するため自宅待機を命じられた待機したとき	午前8時30分から午後5時15分までの待機 一回 20,000円 午後0時30分から午後5時15分までの待機 一回 10,000円 午後5時15分から午前8時30分までの待機 一回 20,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	18,735 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	136 千円
支給実績(21年度決算)	9,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	67 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族で1人につき6,500円(ただし、配偶者がいない者の1人目は11,000円とする)、16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算	同	-	18,224 千円	249,637 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合のみ)家賃に応じ月額27,000円が限度。	同	-	5,502 千円	323,647 円
通勤手当	公共機関等原則として定期券代を全額(6か月定期額)、自家用車等は2Km以上で距離に応じて2,500円~24,500円	異	自家用車等は2,000円~24,500円	7,945 千円	69,690 円
管理職手当	管理の地位にある職員に給料月額4%から18%	異	支給割合(8%~25%)	10,081 千円	373,358 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	302 千円	11,171 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時の間に勤務する職員に勤務1時間当たり給与額に100分の25を乗じた額	同	-	2,841 千円	135,296 円
宿日直手当	週休日及び祝日、年末年始の休日の宿日直等 一般日直4,200円、病院の宿日直7,000円、但し5時間未満はその半額	同	-	4,362 千円	39,658 円
管理職員特別勤務手当	管理の地位にある職員が週休日、祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、職名により5,000円~10,000円ただし勤務が6時間を超える場合はこの額に100分の150を乗じた額とする	異	支給額4,000円~12,000円	606 千円	25,250 円
初任給調整手当	医師に採用された職員に一定期間支給(月額)216,000円以下	同	-	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	628,000 円 (785,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 798,000 円 / 319,000 円	
	副 町 長	547,400 円 (644,000 円)	650,000 円 / 378,000 円	
報 酬	議 長	298,000 円 (円)	340,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	243,000 円 (円)	280,000 円 / 180,000 円	
	議 員	220,000 円 (円)	258,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)		
	副 町 長	3.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長	2.60 月分		
	議 員			
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×45/100	13,564,800 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×25/100	6,568,800 円	任期ごと

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

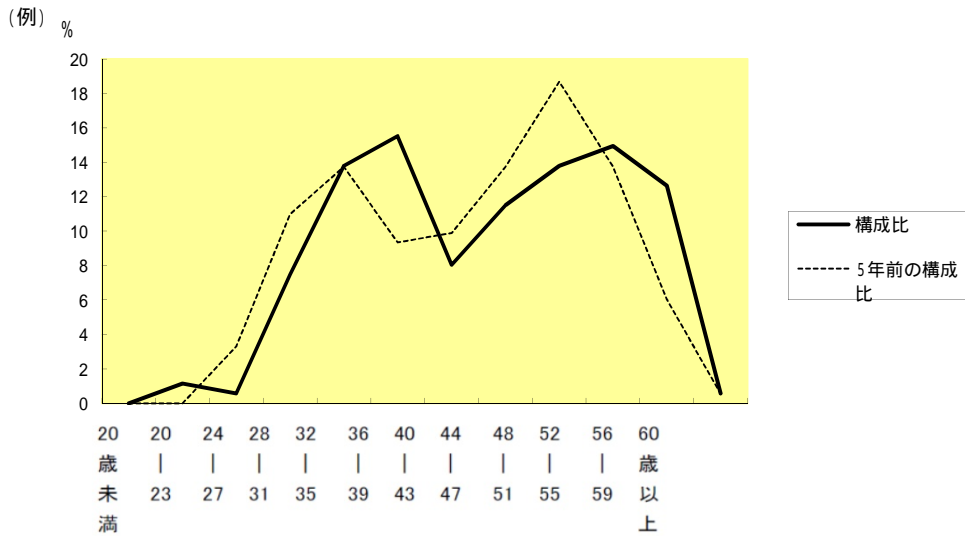
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	26	26		
	税務	13	13		
	労働	1	1		
	農水	11	11		
	商工	2	2		
	土木	11	11		
	衛生	6	6		
	民生	12	11	-1	一般会計で処理していた介護予防の業務を特別会計に移管した
	計	84	83	-1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 53.9 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 69.5 人)
	教育部門	28	28		
	消防部門	0	0		
	小 計	112	111	-1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 71.8 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 89.2 人)
公営企業等部門	病院	41	45	4	・欠員となっていた看護師の採用 ・リハビリ施設の体制を強化し、患者へのサービス向上のため理学療法士を採用 ・患者へのサービス向上のため看護師を採用
	水道	4	4		
	その他	13	14	1	一般会計で処理していた介護予防の業務を特別会計に移管した
	小 計	58	63	5	
合 計		170 [195]	174 [195]	4 []	<参考> 人口10,000人当たり職員数 112.9 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	1人	13人	24人	27人	14人	20人	24人	26人	22人	1人	174人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	89	86	82	82	84	83	-6	-6.7%
教育	32	28	28	28	28	28	-4	-12.5%
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	121	114	110	110	112	111	-10	-8.3%
公営企業等会計	61	59	53	60	58	63	2	3.3%
総合計	182	173	163	170	170	174	-8	-4.4%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 369,169	千円 57,913	千円 31,328	% 8.5	% 8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 4	千円 18,491	千円 847	千円 6,413	千円 25,751	千円 6,437

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 [平成22年度]
千円 6,443

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東庄町	48.8 歳	386,016	544,750 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東庄町水道事業	市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(22年度) 1,603 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,510 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

東庄町水道事業	市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算)	
1人当たり平均支給 - 千円	(23年4月1日現在) 1人当たり平均支給額 14,981 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東庄町全域	- %	- 人	- %

地域手当は平成19年4月1日から廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	208千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	52千円
支給実績(21年度決算)	147千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	37千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族1人につき6,000円、(ただし、配偶者を扶養としない者の1人目は6,500円、配偶者がいない者の1人目は11,000円とする)、16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算	同	-	234千円	58,500円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合のみ)家賃に応じ月額27,000円が限度。	同	-	-千円	-円
通勤手当	公共機関等原則として定期券代を全額(6か月定期額)、自家用車等は2Km以上で距離に応じて2,500円~24,500円	同	-	220千円	54,900円
管理職手当	管理の地位にある職員に給料月額4%から18%	同	-	262千円	65,579円
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	12千円	3,094円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時の間に勤務する職員に勤務1時間当たり給与額に100分の25を乗じた額	同	-	-千円	-円
宿日直手当	週休日及び祝日、年末年始の休日の宿日直等 日直5,500円、但し5時間未満は2,750円	異	支給額日直4,200円、5時間未満2,100円	154千円	38,500円
管理職特別勤務手当	管理の地位にある職員が週休日、祝日及び年末年始の休日に勤務した場合、職名により5,000円~10,000円ただし勤務が6時間を超える場合はこの額に100分の150を乗じた額とする	同	-	-千円	-円